

令和 8 年 3 月 30 日

受注者の皆様へ

大阪府都市整備部

大阪府都市整備部電子納品要領（案）の改定について（通知）

下記のとおり、大阪府都市整備部電子納品要領（案）の改定をしましたので、通知します。

記

- 改定のポイント
土木一般工事の電子納品の対象となる設計金額（税込み）について9千万円以上から1億円以上に改定
- 適用開始日
令和8年4月1日
- 適用工事及び業務
令和8年4月1日以降に契約を締結した工事（設備工事を除く）及び業務委託
- HP リンク先（電子納品関係）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/denshinouhin.html>

【問合せ先】

大阪府 都市整備部
事業調整室 技術管理課
技術力強化グループ
電話（直通）06-6944-6104